

水 振 第 8 3 号
平成25年4月26日

関係各（総合）振興局産業振興部水産課長 様

水産林務部水産局水産振興課長

水産基盤整備事業(漁場)における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について

このことについては、平成25年2月5日付け国土建第349号(以下「国交省通知」とする)で国土交通省土地・建設産業局建設業課長から通知があり、これを受けて「平成24年度補正予算等に係る事業の執行に向けた入札・契約業務等の円滑な実施について」(平成25年3月1日付け建情第1286号)の一部として各総合振興局関係部長等に通知されているところですが、具体的な判断基準等が示されていないことから、水産基盤整備事業(漁場)においては別添のとおり取扱いを定めますので、受注者等からの申し出に対する判断にあたって参考として下さい。

記

○今回通知の概要

・『Ⅰ 主任技術者』について

国交省通知において兼務可能とする要件として示された、

『工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事』

『施工にあたり相互に調整を要する工事』

『工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所』

『同一の建設業者が施工する場合』

の各々に対し、具体的な解釈を定めた。

・『Ⅱ 監理技術者』『Ⅲ 現場代理人』について

特段解釈を要する点はないが、上記に併せて要件等の整理を行った。

なお、現場代理人については、併せて「現場代理人の兼任に関する取扱いについて」

(平成25年3月28日付け建情第1428号)を参照のこと。

(漁場整備グループ 担当：主任 今村)

水産基盤整備事業(漁場)における 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

<概要>

端緒：平成25年2月5日付け国土建第349号で、建設業法施行令第27条第2項(=主任技術者の兼務の取扱い)の当面の取扱いが示された。

内容) 技術者の効率適活用を図るため、兼務可能要件を緩和・明確化。

→これを受け、今般、水産における具体的な解釈・取扱いを定める。

【水産における取扱い】

兼務可能とされる各要件の具体的解釈を以下のとおりとする。

- A-1. 『工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事』は
”設置位置が同一又は接する「群体」「工区」を整備する工事”と解する
- A-2. 『相互に調整を要する工事』は
”工事用道路・積出港(岸壁・航路)・製作ヤードを共有(一部共有含む)し、相互に調整が必要な工事”と解する。
- B. 『工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所』は
”管理拠点(現場事務所)間が5km程度であれば兼務可能”と解する。
- C. 『同一の建設業者が施工する場合』は
”共同企業体の構成員毎とし、単社-JV間、構成員の異なるJV間でも兼務可能”と解する。

→A-1又はA-2に該当し、B・C双方を満たすとき、『兼務可能』

※なお、上記条件を満たしたうえで、工事の難度等を考慮し、発注者が最終的に可否を判断する。

I 主任技術者

配置要件：

建設業法(昭和二十四年五月二十四日法律第百号)(以下「法」とする。)

第二十六条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。

2 略

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

建設業法施行令(昭和三十一年八月二十九日政令第二百七十三号)(以下「令」とする。)

第二十七条 法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、五千万円)以上のものとする。

一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(平成25年2月5日付け国土建第349号)

1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事¹⁾又は施工にあたり相互

に調整を要する工事^{A2}で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所^Bにおいて同一の建設業者が施工する場合^Cには、令第27条第2項が適用される場合に該当すると判断して差し支えない。

→兼任が認められるのは、A(A-1・A-2のいずれか)・B・Cの3条件が揃った場合

関連項目：施工体制Q&A(平成25年4月版 北海道建設部建設政策局建設管理課)

Q3-2：密接な関係のある2つの工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合、同一の主任技術者等が専任で2つの工事に当たることができるか。

A：密接な関係のある2つ以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。ただし、発注の形態が縦断的に1工区～3工区のように近接しているだけのものには適用されません。

また、北海道が発注する工事は、契約約款において現場代理人の常駐を求めていますので、主任技術者が現場代理人を兼務する際は、判断に当たり注意が必要です。

なお、監理技術者は大規模な工事に係る統合的な監理を行う性格上2つ以上の工事を兼任することは認められないので、この規定は、専任の監理技術者については適用されません。

Q3-3：建設業法施行令第27条第2項では、「密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる」とされており、発注者が異なっても適用されるということだが、ここでいう「密接な関係のある二以上の工事」とは、どのような工事なのか。

A：「密接な関係のある」とは、例えば橋梁上部工とその舗装工事などは、これに該当するものと考えられますが、この運用は制限的なものです。

具体的にどのような工事が該当するかは、各事業に即して慎重に検討する必要があります。

→解釈は各事業毎の判断に委ねられていることから、水産基盤整備事業(漁場)における解釈を以下のとおり定める。

【水産基盤整備事業(漁場)における各条件の解釈】

A-1. 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

一体性：各漁場における『工区』・『群体』は『一体として機能を発揮する施設』であるため、これらを整備する2以上の工事は、一体性が認められると解する。

連続性：工事目的物の効果範囲(魚礁施設)又は設置範囲(増殖場その他の施設)が重複ないし接する場合、これらの『工区』・『群体』は『連続した一連の施設』となり、連続性が認められると解する。

ただし、範囲が重複しない、または接することのない複数の『工区』は、仮に近接していても、施工体制Q&AのQ3-3の回答を踏まえ、連続性を認めない。

A-2. 施工にあたり相互に調整を要する工事

解説の例示として、

「工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する」

「工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する」が挙げられている。

うち、前者の類似(≒工事用道路を共有)として、

「積出港(航路・岸壁)を共有している」

「製作ヤードの一部(面積・期間)を共有している」

等において、相互の調整が必要と判断される場合、当該項目に該当と解する。

B. 工事現場の相互の間隔が5 km程度の近接した場所

当要件の趣旨は、現実に現場間の移動が容易であり、実質的な管理が可能であることを担保する要件と解釈する。

水産基盤整備事業（漁場）は、大半の場合、施工箇所（＝目的物設置場所）が海上であり、当該施工箇所に常駐して管理することはそもそも不可能である。

よって、具体的な現場管理は、

陸上作業時（ブロック製作・組立等）：ブロック製作ヤード等において管理

陸上運搬時（トレーラー等での運搬）：積込は製作ヤードにおいて管理（＝陸上作業時）

積卸は積出港（作業船所在地）で管理（＝海上作業時）

海上作業時（沈設・据付・石材投入）：海上施工時は作業船に乗船し管理

〃 以外は陸上の事務所等で管理

となっており、“海上作業時”は常に作業場所となる作業船に同乗することから、実質的な管理の可否検討のための現場間距離として施工箇所（＝目的物設置場所）をもとに議論する意味はない。（作業する場合は作業船必須＝主任技術者同乗のため、常に管理可能）

従って、“海に目的物を設置する”工事では、『工事現場の相互の間隔』の検討にあたり、実際に主任技術者が管理を行う場所に着目し、「陸上作業時は製作ヤード<ヤード内事務所を想定>」「海上作業時は工程管理等を行う事務所」間の距離が5 km以内であれば、当該項目に該当すると解する。（通常、海上作業時も製作時の事務所を継続使用することが一般的なため、この2者はほぼ同一概念となる）

なお、本解釈は、同一工事内において、工事内容・施工条件上、やむを得ず遠距離（> 5 km）の複数の製作ヤード等の作業場所を設定することを妨げるものではない。

（具体例：鋼製魚礁・小型魚礁製作ヤード等）

C. 同一の建設業者が施工する場合

ここで「同一の建設業者」とは、受注者が同一であることを指すが、一方若しくは双方が（共同企業体同士の場合、構成員を異にする）共同企業体であった場合、

①共同企業体を一つの「建設業者」と見なし、構成員が完全に同一の共同企業体間でのみ兼務可能と解する。

②構成員それぞれを一つの「建設業者」と見なし、片方が単社、あるいは構成員を異にする共同企業体であっても、“重複する構成員の配置する主任技術者”は兼務可能と解する。

という2つの解釈が可能であるが、

・「建設業者」としての資格は、各構成員が保有していること。

・主任技術者の配置は構成員それぞれが独自に責任を負っていること。

・①と解釈した場合、適用の幅が狭く、技術者の不足に対応するという本来の趣旨にそぐわないこと。

の3点から、水産基盤整備事業（漁場）の施工にあたっては、②と解する。

（※建設部も、構成員単位で扱う旨、水産林務部総務課管理G経由で口頭確認済み）

(2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

【水産基盤整備事業（漁場）における解釈】

特段解釈を要する箇所はない。

なお、兼務の可否は工事の難易度等の状況にも依存するため、次項（3）にあるとおり、兼務可

能であると同関係する全ての発注者が認めた場合のみ可能とする。

- (3) (1) 及び (2) の運用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。

【水産基盤整備事業(漁場)における解釈】

特段解釈を要する箇所はない。

(2) でも述べたとおり、兼務の可否は工事の個々の事情を鑑み、適正な施工が確保される見込みがあると各発注者が判断したときのみ可能とする。

<参考>共同企業体における技術者の専任について

建設工事共同企業体運用基準(平成13年3月22日付け建情第2289号)

3 経常企業体の運用基準

(6) 入札参加の要件

カ 工事1件の請負代金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額(※2,500万円以上)にあつては、すべての構成員が発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者(国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者以下同じ。)を工事現場に専任で配置できること。ただし、工事1件の請負代金額が同項に定める金額の3倍未満(※2,500万円×3=7,500万円未満)であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は兼任で配置できるものとする。

→2,500以上7,500万円未満の工事の場合、

1社を除いては、主任技術者の専任は求められない。

II 監理技術者

配置要件：

建設業法（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）

第二十六条 略

- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。
- 3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

建設業法施行令（昭和三十一年八月二十九日政令第二百七十三号）（以下「令」とする。）

第二条 法第三条第一項第二号の政令で定める金額は、三千万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、四千五百万円とする。

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成25年2月5日付け国土建第349号）

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

～(略)～

なお、現場代理人の常駐義務緩和により、法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

関連項目：施工体制Q&A（平成25年4月版 北海道建設部建設政策局建設管理課）

Q3-2：<再掲>密接な関係のある2つの工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合、同一の主任技術者等が専任で2つの工事に当たることができるか。

A：<前略>

なお、監理技術者は大規模な工事に係る統合的な監理を行う性格上2つ以上の工事を兼任することは認められないので、この規定は、専任の監理技術者については適用されません。

Q3-4：監理技術者は、どのような場合にも密接な関係のある2つ以上の工事現場において、兼務はできないのか。

A：監理技術者については、大規模な工事を総合的に監理することが任務であることから、2つ以上の工事を兼任することはできません。

ただし、

- ・発注者が同一の建設業者と締結するもの
- ・契約工期が重複するもの
- ・工事の対象物となる工作物に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結されるもの）

これらの要件が全て満たされる工事に限って、同一の監理技術者が専任で2つ以上の工事に当たることができます。

【水産基盤整備事業（漁場）における解釈】

特段解釈を要する項目はないため、法令及び建設部の『施工体制Q&A』に則る扱いとする。（= Q3-4に該当する場合以外、監理技術者の兼任は認めない）

Ⅲ 現場代理人

配置要件：

建設業法（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）

第十九条の二 請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法（第三項において「現場代理人に関する事項」という。）を、書面により注文者に通知しなければならない。

2～4 略

建設工事請負標準契約書式契約書（北海道建設工事執行規則（昭和39年5月6日規則第60号））

第9条 略

2 現場代理人は、この契約の他の条項に定めるもののほか、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う権限を有する。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めるときには、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 略

5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

関連項目：施工体制Q&A（平成25年4月版 北海道建設部建設政策局建設管理課）

Q6-6：現場代理人が、他の工事の現場代理人を兼任することができるときは、どのような場合か。

A：工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡が確保されると認められる場合であり、次の(1)又は(2)を満たす工事で、現場代理人を兼任することができます。

(1) 次のアからウの基準を満たす場合は、2件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

ア 請負代金額が2,500万円未満の工事であること（建築工事は5,000万円未満）。

イ 工事現場が原則、同一市町村内であること。

ウ 公共工事であること（他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限る。）。

(2) 建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた2件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

なお、基準を満たす場合であっても、それぞれの工事に受注者の社員等で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に配置し、発注者との連絡に支障がないよう万全を期すことや、兼任時においても、それぞれの工事における現場代理人としての職務は適切に執行することが必要です。

Q6-8：専任の主任技術者の設置が必要な工事で、専任の主任技術者が現場代理人を兼ねている場合は、他の工事の現場代理人を兼任することはできないのか。

また、専任の主任技術者を兼ねていない現場代理人が、他の工事の現場代理人を兼任することはできるのか。

A：専任の主任技術者の設置が必要となる2,500万円以上の工事の場合の現場代理人の兼任は、主任技術者と現場代理人の兼務の有無に関わらず、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた2件の工事に限り、現場代理人を兼任することが可能です。

このことから、問の前段、後段ともに、上記の場合のみ、兼任が可能となります。

Q6-9：建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技

術者が管理できるとされた2件の工事で現場代理人を兼任しているが、1件において監理技術者の設置が必要な工事となった場合は、現場代理人を兼任できるか。

A：建設業法施行令第27条第2項（以下「施行令」という。）の規定については、監理技術者には適用されないことから、それぞれの工事で専任の技術者を配置しなければならないものであり、施行令の規定が適用されなくなったことにより、現場代理人についても、それぞれの工事での配置が必要となります。

Q6-10：監理技術者が現場代理人を兼ねている場合は、他の工事の現場代理人を兼任することはできないのか。

また、監理技術者を兼ねていない現場代理人を他の工事の現場代理人と兼任することはできるのか。

A：現場代理人が他の工事の現場代理人を兼任することができる基準を、請負代金額が2,500万円未満の工事としているところであり、監理技術者の設置が必要な工事は、発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円（建築工事業の場合は、4,500万円）以上を下請契約して工事を施工するものであることから、監理技術者と現場代理人を兼ねているかどうかに関わらず現場代理人を兼任することはできません。

【水産基盤整備事業(漁場)における解釈】

特段解釈を要する項目はないが、まとめると、

①請負工事費2,500万円以上の場合（＝主任技術者の専任が求められる場合）

＜①-A. 監理技術者を要さない場合（＝下請けなし or 下請金額3,000万円未満）＞

『I主任技術者』で兼務可能（＝「令27条第2項」に該当な場合、当該工事間で兼務可。

＜①-B. 監理技術者を要する場合（＝下請金額3,000万円以上）＞

監理技術者は「令27条第2項」の適用外となり、Q6-9の回答に基づき『現場代理人』も「令27条第2項」の適用外となるため、兼務不可。

ただし、共同企業体において、構成員が専任すべき主任技術者のうち、監理技術者でない者は、『I主任技術者』による。（＝「令27条第2項」に該当する場合、兼務可）

②請負工事費2,500万円未満の場合（＝主任技術者の専任が求められない場合）

Q6-6回答の（1）に該当する場合、兼務可。

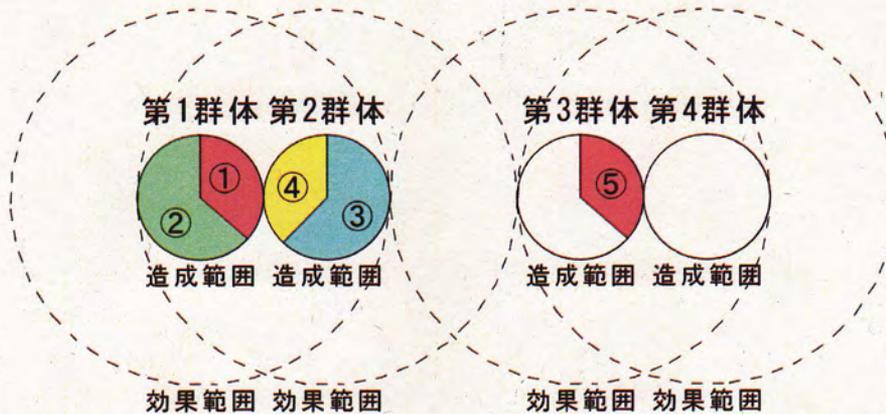
『工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事』の概念図 <参考資料>

以下に、本文で兼任を認める条件として示した『A-1. 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事』の概念図を示す。

なお、これらはいくまで参考であり、最終的な可否は各発注者の判断に委ねられているので、その旨留意すること。

I. 魚礁—円形配置の場合

・ケース1

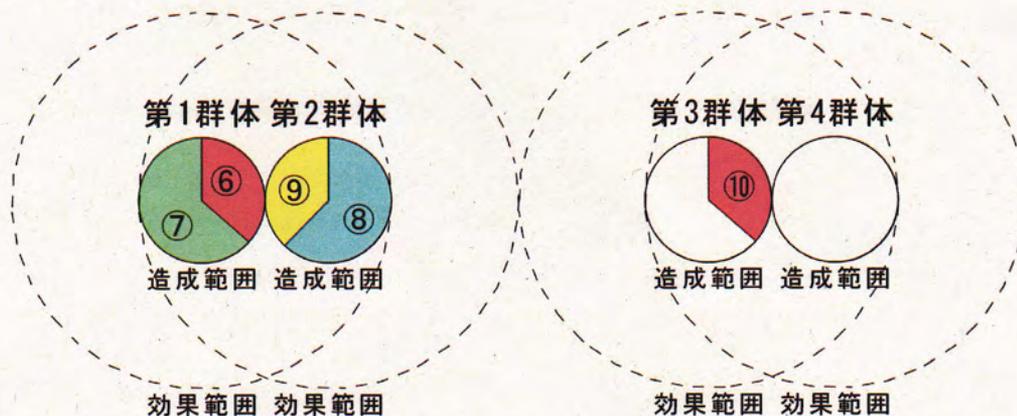


①と②、③と④の工事は、同一群体のため、『一体として機能を発揮する施設』となり、『一体性』が認められる。

第1群体～第4群体は、『効果範囲(原則、設置範囲外周から200mの範囲)が重複するため、『連続した一連の施設』』となり、『連続性』が認められる。

→よって、①～⑤の工事は、『いずれの組み合わせもA-1条件を満たす』。

・ケース2

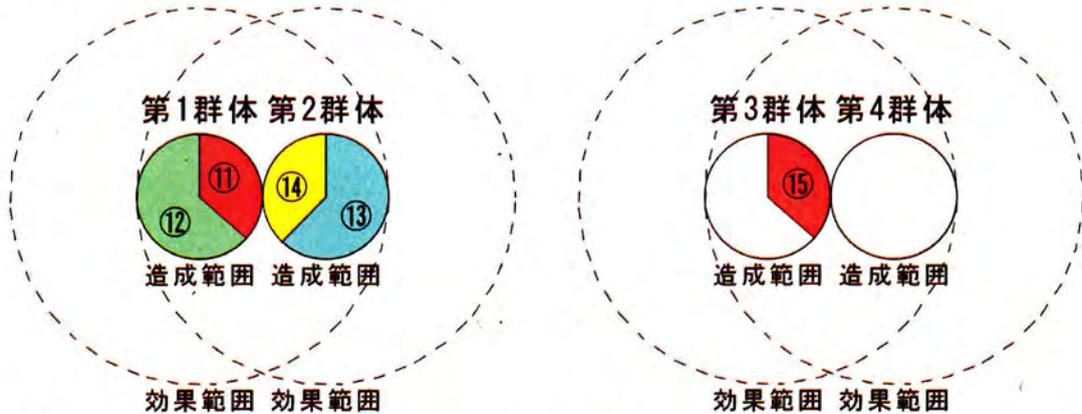


⑥と⑦、⑧と⑨の工事は、同一群体のため、『一体として機能を発揮する施設』となり、『一体性』が認められる。

第1群体～第4群体は、『効果範囲(原則、設置範囲外周から200mの範囲)が接するため、『連続した一連の施設』』となり、『連続性』が認められる。

→よって、⑥～⑩の工事は、いずれの組み合わせもA-1条件を満たす。

・ケース3



①と②、③と④の工事は、同一群体のため、『一体として機能を発揮する施設』となり、『一体性』が認められる。

第1群体、第2群体は、効果範囲(原則、設置範囲外周から200mの範囲)が重複するため、『連続性』が認められる。(同様に第3群体、第4群体の間も連続性が認められる)

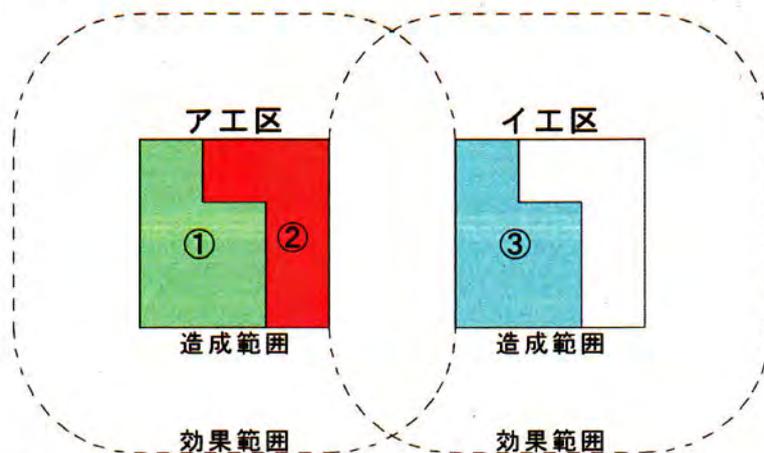
第2群体と第3群体は、効果範囲(原則、設置範囲外周から200mの範囲)が重複も接しもしないため、『連続性』は認められない。

→よって、①～④の工事同士はA-1条件を満たすが、

⑤は、①～④のいずれの工事との組み合わせも『一体性』『連続性』がなく、A-1条件を満たさない。

II. 魚礁—方形配置の場合

・ケース1

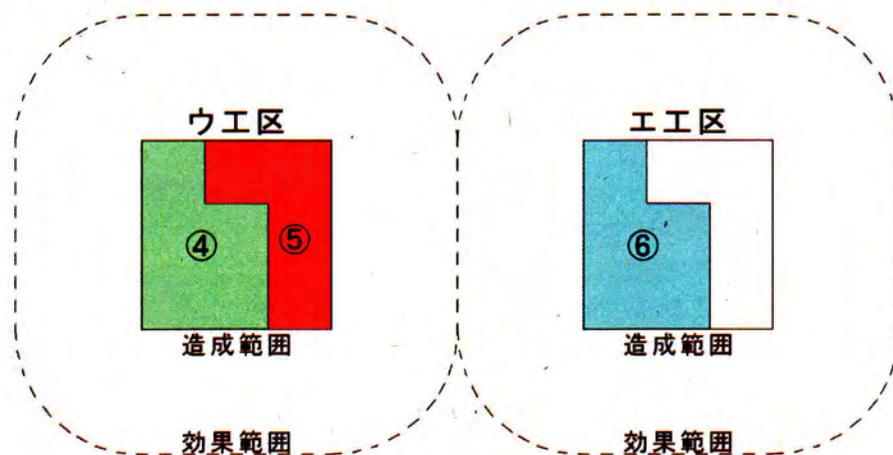


「ア工区」内の①②工事は、同一工区内のため、『一体として機能を発揮する施設』となり、『一体性』が認められる。

「ア工区」と「イ工区」は、効果範囲(原則、設置範囲外周から200mの範囲)が重複するため、『連続した一連の施設』となり、『連続性』が認められる。

→よって、①～③の工事は、いずれの組み合わせもA-1条件を満たす。

・ケース2

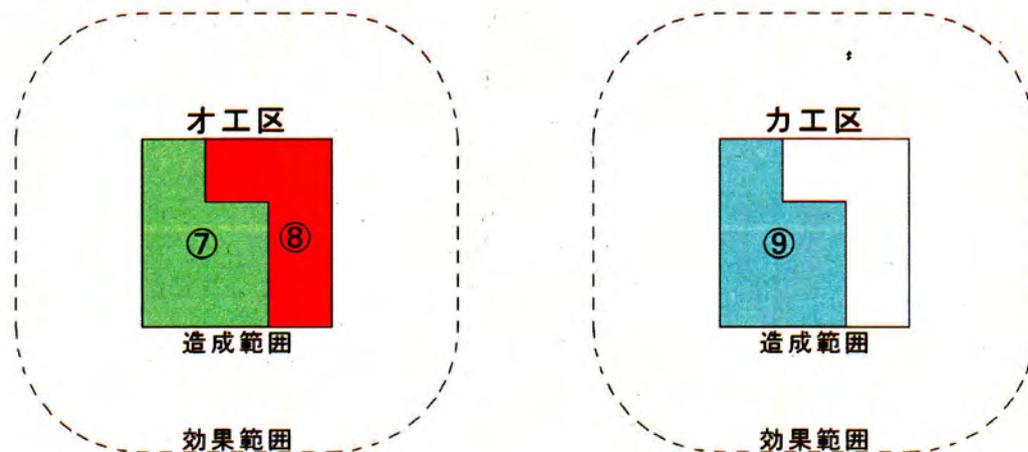


「ウ工区」内の④⑤工事は、同一工区内のため、『一体として機能を発揮する施設』となり、『一体性』が認められる。

「ウ工区」と「エ工区」は、効果範囲(原則、設置範囲外周から200mの範囲)が接するため、『連続した一連の施設』となり、『連続性』が認められる。

→よって、④～⑥の工事は、いずれの組み合わせもA-1条件を満たす。

・ケース3



「オ工区」内の⑦⑧工事は、同一工区内のため、『一体として機能を発揮する施設』となり、『一体性』が認められる。

「オ工区」と「カ工区」は、効果範囲(原則、設置範囲外周から200mの範囲)が重複も接しもないため、『連続性』は認められない。

→よって、⑦⑧の工事同士はA-1条件を満たすが、

⑨は、⑦⑧のいずれの工事との組み合わせも『一体性』『連続性』がなく、A-1条件を満たさない。

Ⅲ. 着定基質(産卵礁・増殖礁(単体礁)・囲い礁等)の場合

・ケース1



ア工区

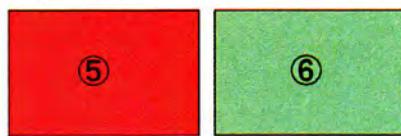
イ工区

「ア工区」内の①②工事は、同一工区内のため、『一体として機能を発揮する施設』となり、『一体性』が認められる。(イ工区の③④の関係も同様)

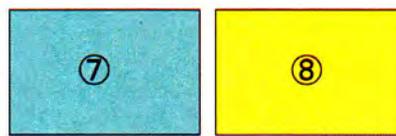
「ア工区」と「イ工区」は、設置範囲が接するため、『連続した一連の施設』となり、『連続性』が認められる。

→よって、①～④の工事は、いずれの組み合わせもA-1条件を満たす。

・ケース2



ウ工区



エ工区

「ウ工区」内の⑤⑥工事は、同一工区内のため、『一体として機能を発揮する施設』となり、『一体性』が認められる。(エ工区の⑦⑧の関係も同様)

「ウ工区」と「エ工区」は、設置範囲が重複も接もしないため、『連続性』は認められない。

→よって、⑤⑥の工事同士、⑦⑧の工事同士はA-1条件を満たすが、

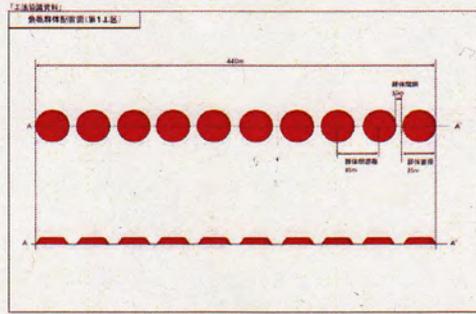
⑤または⑥ と ⑦または⑧ の工事の組み合わせは、『一体性』『連続性』がなく、A-1条件を満たさない。

<具体的な判断例>

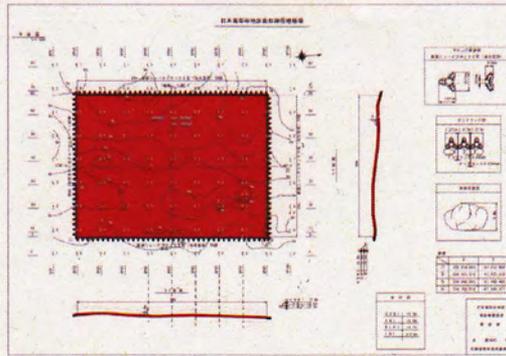
以下、前述の概念について、実際に平成24年度第1号補正—平成25年度現年の工事が重複する各漁場について適用した場合の判断結果を記述するので、参考にされたい。

今回該当が想定される工事は、概ね以下のパターンに分類される。

パターンα：魚礁について、全群体の効果範囲が重複し、全て『連続性』が認められる。



パターンβ：方形配置・着定基質で1工区のみであり、常に『一体性』が認められる。

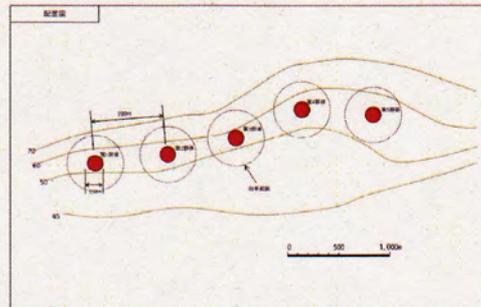


パターンγ：各群体の効果範囲が離れており、『一体性』『連続性』が認められない。

※この場合でも、同一群体にかかる工事は『一体性』が認められる。

※また、ヤード・積出港の重複により調整を要する場合、

上記によらず『兼任』の要件を満たしうるので留意のこと。



その他：上記に当てはまらない場合。個別に判断。

以下、各地区毎に、各漁場でのパターン分類、個別判断の際はその内容を述べる。

○日本海宗谷地区

パターン α [連続性 ○]: 礼文北部 鬼脇南部

パターン γ [連続性・一体性 ×]: 利尻南部

○石狩湾周辺地区

パターン α [連続性 ○]: 愛冠沖合 余別沖合

パターン β [一体性 ○]: 増毛中歌

○北海道南西部地区

パターン α [連続性 ○]: せたな太櫓 奥尻南部

パターン β [一体性 ○]: 上ノ国北部 乙部北部 江差藻場 乙部藻場

パターン γ [連続性・一体性 ×]: せたな貝取潤

○北海道津軽海峡地区

パターン α [連続性 ○]: 知内小谷石 知内涌元 木古内釜谷 函館住吉 函館銭亀

パターン β [一体性 ○]: 松前小島

○噴火湾周辺地区

パターン α [連続性 ○]: 登別沖 白老沖

○北海道太平洋西部地区

パターン β [一体性 ○]: 節婦 庶野

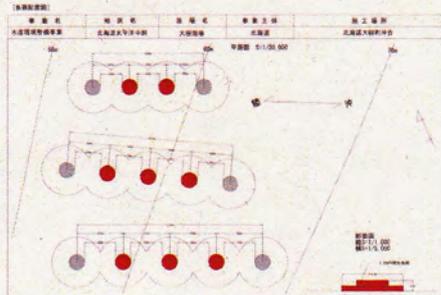
○北海道太平洋中部地区

パターン α [連続性 ○]: 広尾 白糠東部

その他 [個別事例]: 大樹

→第1～3群体、第4～6群体、第7・8群体間では『連続性』有り。

これらを跨ぐ群体間(第3群体-第4群体、第6群体-第7群体)は『連続性』無し。



○北海道太平洋東部地区

パターン α [連続性 ○]: 厚岸大黒 根室太平洋 落石沖